

暴力団排除条項等の導入に伴う普通預金規定等の各規定の改定について

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等をふまえ、平成23年1月1日より、普通預金規定等の各規定に暴力団排除条項とともに、預金者保護条項を導入することといたしました。

暴力団排除条項とは、預金者等が反社会的勢力であることが判明した場合に、当組合の判断により取引の停止または契約の解除をさせていただくことを定めたものです。

新規定は、既にお取引をいただいている預金者等にも適用させていただきます。

〈改定後の規定の例〉 (普通預金規定)

改定後	改定前
<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 【略】(変更ありません)</p> <p><u>(2)前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>(3) 【略】(変更ありません)</p> <p>(4) 【略】(変更ありません)</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。(以下削除)</p> <p><u>(2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>(3) 【略】(変更ありません)</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、<u>諸届</u>その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p><u>なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行なわれた不正</u></p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 【略】(変更ありません)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 【略】(変更ありません)</p> <p>(3) 【略】(変更ありません)</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。<u>この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(2) 【略】(変更ありません)</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書またその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p>

な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳による払戻し等)

(追加)

(1)盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

②当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明に

<p><u>において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u></p> <p><u>②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</u></p> <p><u>(5)当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u></p> <p><u>(6)当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。</u></p> <p><u>(7)当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p><u>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</u></p> <p><u>この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><u>13. (解約等)</u></p> <p><u>(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p><u>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p><u>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p><u>②この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合</u></p> <p><u>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>11. (解約等)</u></p> <p><u>(1)この預金を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p><u>(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p><u>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p><u>②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合</u></p> <p><u>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
---	--

<p>金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①預金者が口座開設申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>④ 【略】 (変更ありません)</p> <p>⑤前③項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>③ 【略】 (変更ありません)</p> <p>④前②項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
---	--